

別表1

天然更新における主な更新樹種

出現頻度	落葉広葉樹						常緑広葉樹			針葉樹			
	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	
高	アオダモ <small>(樹名: ユベノキ)</small>	モクセイ科	○	コナラ	ブナ科	○				アカマツ	マツ科		
	アオハダ	モチノキ科	○	コハウチワカエデ <small>(樹名: イタナカマド)</small>	ムクロジ科	○				スギ	スギ科		
	アズキナシ	バラ科		タムシバ	モクレン科								
	イタヤカエデ <small>(樹名: イタナカマド, ユベノキ, オニイタナ)</small>	ムクロジ科	○	ナナカマド	バラ科	○							
	ウリハダカエデ	ムクロジ科	○	ハウチワカエデ	ムクロジ科	○							
	ウワミズザクラ	バラ科	○	ブナ	ブナ科	×							
	オニグルミ	クルミ科	○	ホオノキ	モクレン科	○							
	カスミザクラ	バラ科	○	ミズキ	ミズキ科	×							
	キハダ	ミカン科	×	ミズナラ	ブナ科	○							
	クリ	ブナ科	○	ヤマグワ	クワ科								
	ケヤキ	ニレ科	○	ヤマボウシ	ミズキ科								
	コシアブラ	ウコギ科	×	ヤマモミジ	ムクロジ科								
	中	アカシデ	カバノキ科	×	サウシバ	カバノキ科		ウラジロガシ	ブナ科	○	オオシラビン	マツ科	
		アカメガシワ	トウダイグサ科		シナノキ	シナノキ科	○	シロダモ	クスノキ科	○	カヤ	イチイ科	
アワブキ		アワブキ科	○	タカノツメ	ウコギ科	×	ソゴ	モチノキ科	○	カラマツ	マツ科		
イヌザクラ		バラ科		ダケカンバ	カバノキ科	×	タブノキ	クスノキ科		キタゴヨウ <small>(樹名: ヒノキ)</small>	マツ科		
イヌシデ		カバノキ科	○	テツカエデ	ムクロジ科		ヤブツバキ	ツバキ科	○	ヒノキ	ヒノキ科		
ウダイカンバ		カバノキ科	×	トチノキ	トチノキ科	×				ヒノキアスナロ	ヒノキ科		
エゾエノキ		ニレ科		トネリコ	モクセイ科								
エゾヤマザクラ <small>(樹名: オオヤマザクラ)</small>		バラ科	○	ナツツバキ	ツバキ科	○							
エノキ		ニレ科	○	ナラガシワ	ブナ科								
オオバボダイジュ		シナノキ科		ニガキ	ニガキ科								
カラスザンショウ		ミカン科		ネムノキ	マメ科								
キタコブシ		モクレン科		ハクウンボク	エゴノキ科								
キリ		ゴマノハグサ科		ハリギリ	ウコギ科	○							
クヌギ		ブナ科	○	ハンノキ	カバノキ科	×							
クマシデ		カバノキ科	×	ヒトツバカエデ	ムクロジ科								
クマノミズキ		ミズキ科		ミズメ <small>(樹名: ミズナラ)</small>	カバノキ科	×							
ケヤマハンノキ <small>(樹名: ハンノキ)</small>		カバノキ科		ヤマザクラ	バラ科								
ケンボナン		クロウメモドキ科		ヤマトアオダモ	モクセイ科								
サワグルミ	クルミ科		ヤマナラシ	ヤナギ科	○								
低	アベマキ	ブナ科		シウリザクラ	バラ科	○	アカガシ	ブナ科	○	イチイ	イチイ科		
	イイギリ	イイギリ科		シラカンバ	カバノキ科	×	スダジイ	ブナ科	○	クロマツ	マツ科		
	イヌエンジュ	マメ科		シロヤナギ	ヤナギ科		モチノキ	モチノキ科		コメツガ	マツ科		
	ウラジロノキ	バラ科		ネコシデ <small>(樹名: シラカンバ)</small>	カバノキ科		ヤマグルマ	ヤマグルマ科		サワラ	ヒノキ科		
	エンジュ	マメ科		ハリエンジュ <small>(樹名: エンジュ)</small>	マメ科	○				ネズコ	ヒノキ科		
	オオイタヤマゲツ	ムクロジ科		ハルニレ	ニレ科	○				ネズミサシ <small>(樹名: ヒノキ)</small>	ヒノキ科		
	オノエヤナギ	ヤナギ科		ヒノウチワカエデ	ムクロジ科					モミ	マツ科		
	オヒヨウ	ニレ科	○	メグスリノキ	ムクロジ科								
	カシワ	ブナ科	○	ヤシヤブシ <small>(樹名: ヤシヤブ)</small>	カバノキ科	○							
	カツラ	カツラ科	○	ヤチダモ	モクセイ科	×							
	コブシ	モクレン科		ヤマナシ	バラ科								
	サイカチ	マメ科											

※ 萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本丈夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」林野庁作成による。

※ ○: 萌芽更新が期待できる ×: 萌芽更新が期待できない「空欄」: データなし

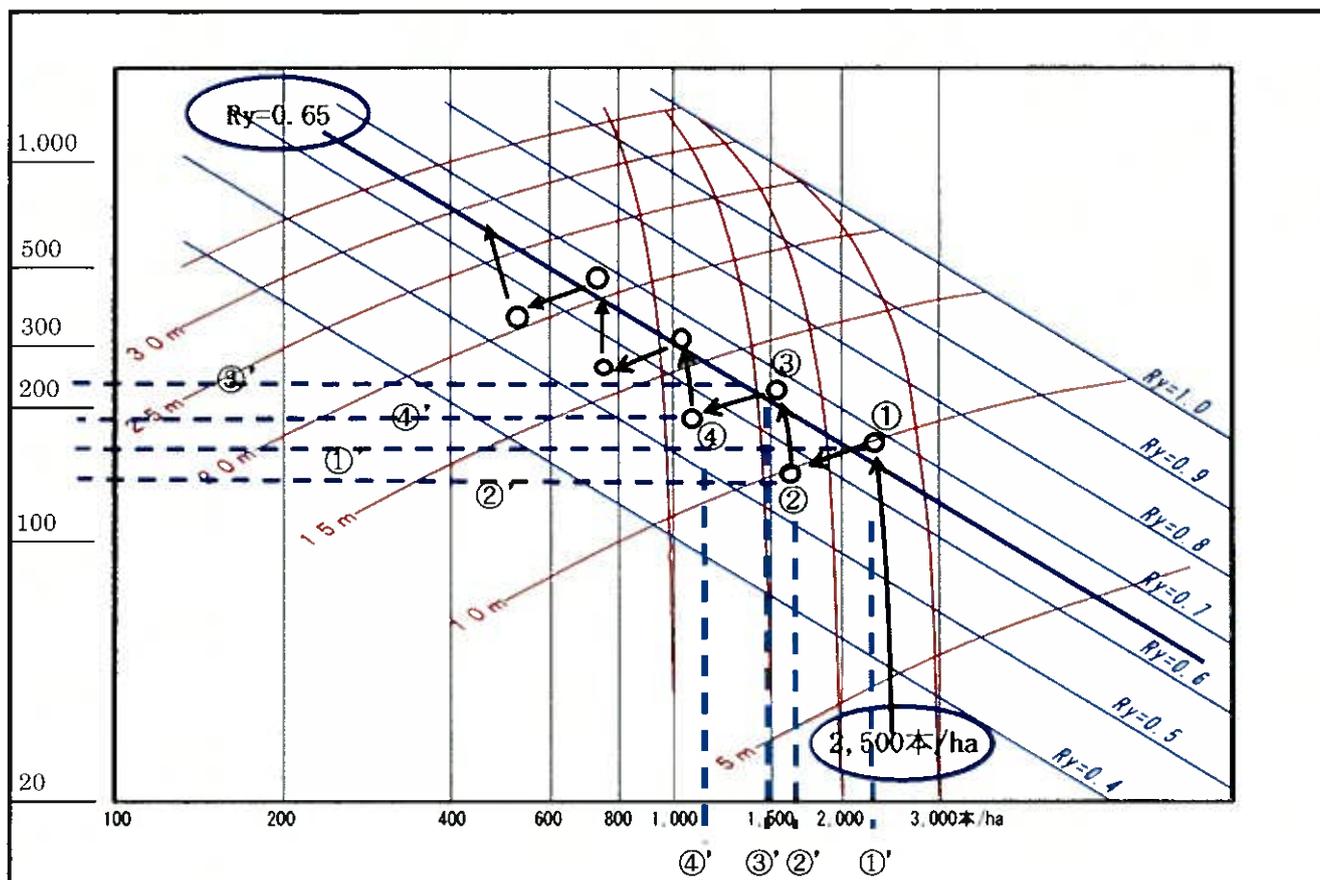
※ 新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査」にて確認された新潟県内に生育する樹種のうち、凶悪等において腐木性樹種とされる樹種を出現頻度別にまとめたもの。

= 森林資源モニタリング調査

持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の形態とその変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握・評価する調査で、県内約300箇所の定点調査地を5年で一巡。

別表2

【参考図】「裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図」(抜粋)



【図の見方】

- 1 2,500本/ha 植栽の場合、樹高 10m 程度の頃に Ry が 0.65 を超える(①) (このとき成立本数 2,340 本/ha 程度(図①'), 幹材積 173 m^3/ha 程度(図①'))。この時期に初回の間伐を実施し、残存本数を 1,640 本/ha 程度(図②'), 幹材積 142 m^3/ha 程度(図②')とする(このとき材積に係る伐採率は 18% 程度で、国が示す基準 35% 以下である)。
- 2 樹高 12m 程度に達した頃に再び Ry が 0.65 を超えるので(図③)、2 回目の間伐を実施し(このとき成立本数 1,590 本/ha 程度(図③'), 幹材積 241 m^3/ha 程度(図③')), 残存本数 1,110 本/ha 程度(図④'), 幹材積 198 m^3/ha 程度(図④')とする(このとき材積に係る伐採率は 18% 程度で、国が示す基準 35% 以下である)。
- 3 同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返し、生産目標に応じた林分へ誘導する。
- 4 樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

別表 3

公益的機能を重視する森林の種類別の区域

ゾーニング区分	推進する施業別の区分	森林の区域 (林小班番号)	面積 (ha)
水土保全林（土）	長伐期施業	別表 5 のとおり。	3,708.44
人との共生林	択伐によらない 複層林施業	105 林班 3 小班、106 林班 1～2 小班、 107 林班 1 小班、109 林班 1 小班	15.80
地域遺産林（文化）	択伐による複層林 施業	該当ありません。	
	特定広葉樹の育成 を行う施業	105 林班 6 小班、109 林班 2～3 小班	12.55

別表 4

木材生産林の区域

ゾーニング区分		森林の区域（林小班番号）	面積 (ha)
木材生産林		別表 6 のとおり。	1,368.53
	うち特に効率的な施 業が可能な森林	別表 6 のとおり。	161.75

別表 5

伐期の延長の森林区域

区分		森林の区域										
水土保全林 (水)	伐期の延長	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
		19	1	1	0	～	19	4	34	1	33.51	
		27	1	1	0	～	27	3	13	0	13.91	
		37	1	1	0	～	37	7	56	0	48.65	
		71	1	1	1	～	71	5	19	0	90.65	
		76	2	1	1	～	85	1	42	0	590.63	
		91	1	1	1	～	96	6	1	10	330.98	
		110	1	1	1	～	111	5	2	0	96.42	
		118	1	1	0	～	118	4	3	0	33.22	
		124	1	1	0	～	124	9	6	0	57.44	
		127	1	1	1	～	133	3	3	0	299.85	
		138	1	1	1	～	143	9	21	2	396.10	
		148	1	1	0	～	149	5	2	2	110.84	
		154	1	1	0	～	157	3	4	0	146.67	
面積合計 2,248.87 ha												

別表 5

長伐期施業の森林区域

区分		森林の区域										
水土保全林 (土)	長伐期施業	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
		1	1	1	1	1	～	18	6	13	0	830.54
		25	1	1	0	～	26	10	17	0	64.43	
		28	1	1	1	～	36	3	30	0	149.96	
		38	1	1	0	～	70	3	16	2	907.03	
		72	1	1	1	～	75	2	1	0	155.75	
		86	1	1	0	～	86	6	32	0	22.61	
		101	1	2	1	～	104	12	21	0	144.19	
		105	1	1	0	～	105	2	1	2	13.05	
		105	4	1	0	～	105	5	8	2	6.59	
		106	3	1	0	～	106	13	2	0	56.37	
		107	2	1	0	～	107	14	1	0	66.94	
		108	1	1	0	～	108	9	1	0	48.74	
		109	4	1	0	～	109	7	9	0	15.91	
		112	1	1	1	～	117	11	1	2	254.04	
		119	1	1	0	～	123	6	2	3	184.68	
		125	1	1	1	～	126	15	3	0	115.55	
		134	1	1	1	～	137	4	4	0	189.38	
		144	1	1	1	～	147	6	4	4	124.85	
150	1	1	0	～	153	9	1	2	194.12			
158	1	1	1	～	161	8	1	4	163.71			
面積合計 3,708.44 ha												

別表 5

人との共生林の森林区域

区分	森林の区域										
	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
人 と の 共 生 林	105	3	1	0	～	105	3	8	0	5.70	
	106	1	1	1	～	106	2	2	0	3.99	
	107	1	2	1	～	107	1	6	0	0.93	
	109	1	1	1	～	109	1	10	2	5.18	
	面積合計 15.80 ha										

別表 5

地域遺産林の森林区域

区 分		森 林 の 区 域										
		林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
地 域 遺 産 林 (文 化)	特 定 広 葉 樹 の 育 成 を 行 う 施 業	105	6	1	0	～	105	6	6	0	2.85	
		109	2	1	0	～	109	3	3	0	9.70	
		面積合計 12.55 ha										

別表 6

木材生産林の森林区域

区分	森林の区域									
	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)
木材 生産 林	4	1	1	0	～	4	5	18	0	24.79
	5	1	1	0	～	6	9	8	0	109.47
	20	1	1	0	～	20	12	19	0	74.30
	21	6	1	0	～	21	11	29	0	38.31
	22	1	1	1	～	26	10	17	0	228.68
	37	1	1	0	～	38	4	26	0	72.44
	53	1	1	1	～	53	4	27	0	30.18
	61	1	1	1	～	61	4	1	0	22.99
	63	1	1	0	～	63	7	7	2	40.65
	63	9	1	1	～	63	10	54	0	11.59
	87	1	1	0	～	89	1	27	0	56.07
	90	1	1	1	～	100	3	14	0	464.49
	104	1	1	1	～	104	12	21	0	53.21
	105	1	1	0	～	105	2	1	2	13.05
	105	4	1	0	～	105	5	8	2	6.59
106	3	1	0	～	106	3	15	0	4.05	
106	5	1	1	～	106	13	2	0	50.73	
107	2	1	0	～	107	14	1	0	66.94	
面積合計 1,368.53 ha										

別表 6

木材生産林の森林区域(うち特に効率的な施業が可能な森林)

区分	森林の区域										
	林班	小班	施業本番	施業枝番	～	林班	小班	施業本番	施業枝番	面積(ha)	
（うち特に効率的な施業が可能な森林）	21	6	1	0	～	21	11	29	0	38.54	
	22	1	1	1	～	22	8	35	0	52.42	
	37	1	1	0	～	37	7	56	0	50.48	
	90	1	1	1	～	90	6	2	0	25.72	
	面積合計 167.16 ha										

別表 7

林道整備計画

(単位 延長：m 面積：ha)

種 類	路線名	延 長	利用区域 面 積	既 設	計 画	対 図 番 号
林 道	岩船東部	1,047	492		開 設	1
	沼	3,010	208	○	改 良	2
	山 本	2,548	60	○	改 良	3
	新関沢	2,400	99	○	改 良	4
	蛇喰・中束	7,745	380	○	改 良	5
	中 束	200	276	○	改 良	6
	箕 輪	1,140	48	○	舗 装	7
	開 出	300	93	○	舗 装	8

別表 8

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域別の作業路網整備計画

(単位 延長 : m 面積 : ha)

区域名	区域面積	区分	計画延長
関川①	321.55	林業専用道	—
		森林作業道	2,000
関川②	906.27	林業専用道	1,000
		森林作業道	2,000
関川③	920.68	林業専用道	—
		森林作業道	2,000
関川④	1,670.05	林業専用道	—
		森林作業道	—
関川⑤	1,398.01	林業専用道	—
		森林作業道	—
関川⑥	1,258.02	林業専用道	—
		森林作業道	—
合 計	6,474.58		7,000

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	対象林班	区域面積 (ha)	大字名 (参考)
関川①	1 : 2, 21 (7 : 11) , 22 : 26	321.55	高瀬、沢、湯沢、松平、滝原、上野山、小見、小見前新田、平内新、高田、桂、松ヶ丘
関川②	3 : 20, 21 (1 : 6)	906.27	上野原、深沢、上野新、若山、上野、小和田、中束、田麦千刈、蕨野、上新保、蛇喰、南中、宮前、朴坂
関川③	27 : 59, 71 (2 : 5)	920.68	辰田新、打上、勝蔵、南赤谷、内須川、山本、幾地、鯉江沢、上土沢、下土沢、大島
関川④	60 : 70, 71 (1) , 72 : 103	1,670.05	下関、上関、蔵田島、久保、鮎谷、金保、大石、安角、上川口
関川⑤	104 : 135	1,398.01	下川口、荒川台、大内渕、聞出、片貝、沼、畑
関川⑥	136 : 161	1,258.02	金丸、八ツ口
合計		6,474.58	

※別添 【付図3】 参照

※表記 (例) 1 : 10 = 1 林班から 10 林班を表す

【参考】 森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) (最終改正 平成30年12月19日 農林水産省令第78号)

第33条 森林法施行令 (昭和26年政令第276号。以下「令」という。) 第3条第1号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 1 当該森林経営計画の対象とする森林が、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合、次のいずれかに該当すること。
 - イ 当該森林を含む小流域 (造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして地域森林計画において定められている流域をいう。以下同じ。) 内に存する森林 (令3条第1号の規定により市町村の長が指定した森林を除く。) の面積の2分の1以上であること。
 - ロ 当該森林を含む区域 (路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして市町村森林整備計画において定められている区域に限る。) において30ヘクタール以上であること。
- 2 当該森林経営計画の対象とする森林が、森林の経営の実施の状況からみて同一の者より造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合、100ヘクタール以上であること。